

高知県税規則の改正概要について

H26.9.19

高知県総務部税務課

○趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）」による地方税法の改正による高知県税条例の改正等に伴い、高知県税規則における必要な箇所及び様式について改正したものです。

○主な改正の内容

- ・不動産取得税について、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置の創設に伴う規定及び様式の追加
- ・その他所要の改正

○改正様式

第5号様式、第5号様式の2、第6号様式の4、第6号様式の7、
第44号様式の2、第47号様式、第68号様式の2、
第69号様式、第73号様式、第73号様式の2、
第75号様式、第75号様式の2（新規様式）、
第75号様式の2の2（旧第75号様式の2様式）、
第75号様式の3、第75号様式の4、第75号様式の5、
第75号様式の6、第77号様式、第78号様式、第78号様式の2、
第79号様式の10、第80号様式、第121号様式、
第122号様式、第122号様式の3

○施行期日

公布の日（平成26年9月19日）